

郵便入札の留意事項

建設工事に係る受注希望型競争入札における入札書等の郵送に当たっては、以下の事項にご留意ください。

1 入札書等の郵送方法等

(1) 郵送方法【配達日指定郵便】

- ① **一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告で示した提出先に入札公告に示す入札書等配達指定日を指定した「配達日指定郵便」**で郵送してください。

これ以外の方法（普通郵便、配達日指定でない書留（簡易書留）郵便、持参提出、FAXなど）で提出された入札書等は、受理しません。

- (2) 入札書等の郵送は、次の方法により二重封筒としてください。

ア **中封筒**には**入札書のみ**を入れ、封かんの上、「商号又は名称」「入札参加許可番号」「担当者名」「担当者連絡先（電話番号・FAX番号）」を入札公告7の**「外封筒及び中封筒貼り付け用紙」**に記入の上、切り取って、中封筒表面に糊で貼り付けてください。

イ **外封筒**には**入札書を入れた中封筒及び工事費内訳書**を入れ、アと同様に、「商号又は名称」「入札参加許可番号」「担当者名」「担当者連絡先（電話番号・FAX番号）」を入札公告7の**「外封筒及び中封筒貼り付け用紙」**に記入の上、切り取って、外封筒表面に糊で貼り付けてください。なお、差出人住所の記載を忘れないでください。

ウ 封筒の張り付け方法等は、封筒記載例（別紙1）を参照してください。

2 入札書等の提出期限（配達指定日）

- (1) **入札書等の配達指定日は入札（開札）日の前日とし、**入札公告に示します。

※ 外封筒に郵便事業株式会社が交付の配達日指定シールを貼り付け配達指定日を記入し郵便局の窓口へ差出してください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、県内の場合は概ね、配達指定日の前々日までです。配達日は予め差出郵便局に確認してください。

- (2) 配達指定日を誤った入札書等は受理しません。

3 その他

- (1) 上記のほか、**入札公告及び入札心得**を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書等を投函する前に、必ず**チェックシート（別紙2）**により確認してください。
- (3) 発注機関では、**入札書等の到達の有無の問い合わせには一切対応しません。**